

平成21年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成21年12月18日（金曜日）
午前10時10分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第77号 美唄市男女共同参画条例制定の件（総務・文教）
- 2 議案第78号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減の件（総務・文教）
- 3 議案第79号 美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件（総務・文教）
- 4 議案第80号 美唄市立学校設置条例の一部改正の件（総務・文教）
- 5 議案第81号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件（総務・文教）
- 6 陳情第1号 サン・スポーツランドテニスコートの改修を求める陳情（総務・文教）
- 7 議案第82号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減の件（産業・厚生）
- 8 議案第83号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 9 議案第84号 美唄市道路占用条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 10 議案第85号 平成21年度美唄市一般会計補正予算（第8号）（予算審査特別）

- 11 議案第86号 平成21年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 第3 議案第87号 美唄市教育委員会委員任命の件
- 第4 議案第88号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第5 議案第89号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第8 議案第90号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件
- 第9 意見書案第13号 新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書
- 第10 意見書案第14号 安心して医療を受けられる医療制度の見直しを求める意見書
- 第11 意見書案第15号 幾春別川総合開発事業の継続に関する意見書
- 第12 意見書案第16号 平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書
- 第13 意見書案第17号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書
- 第14 意見書案第18号 日米FTA交渉に反対する意見書
- 第15 意見書案第19号 地方財政に配慮した国の予算執行及び予算編成を

- 求める意見書
- 第16 意見書案第20号 私学助成制度に係る財源措置の増額及び充実強化に関する意見書
- 第17 意見書案第21号 「新過疎法」の制定促進を求める意見書
- 第18 意見書案第22号 北海道及び美唄市の自衛隊体制維持を求める意見書
- 第19 意見書案第23号 ヒブワクチン及び肺炎球菌（七価）ワクチンの定期接種化の早期実現を求める意見書
- 第20 意見書案第24号 障害者自立支援法の廃止と新法制定に関する意見書
- 第21 意見書案第25号 「思いやり予算」の見直しに関する意見書

◎出席議員（16名）

議長 内馬場 克 康 君
 副議長 谷 村 孝 一 君
 1 番 吉 岡 文 子 君
 2 番 森 川 明 君
 3 番 五 十 嵐 聡 君
 4 番 高 田 正 則 君
 5 番 高 橋 幹 夫 君
 6 番 阿 部 義 一 君
 7 番 長谷川 吉 春 君
 8 番 米 田 良 克 君
 9 番 白 木 優 志 君
 10番 小 関 勝 教 君
 11番 土 井 敏 興 君
 12番 本 郷 幸 治 君

13番 紫 藤 政 則 君

14番 林 国 夫 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
 副 市 長 斎 藤 正 紀 君
 総 務 部 長 安 田 昌 彰 君
 市 民 部 長 岩 本 良 一 君
 保健福祉部長兼福祉事務局長 中 川 直 紀 君
 商工交流部長 岡 嶋 博 文 君
 農 政 部 長 林 信 孝 君
 都市整備部長 山 口 隆 慶 君
 市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
 消 防 長 霜 田 公 法 君
 総務部総務課長 大 崎 聡 君
 総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長 白 戸 仁 康 君
 教 育 部 長 前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 泰 彦 君
 事 務 局 長 秋 場 勝 義 君

農業委員会会長 佐 藤 博 道 君
 農業委員会事務局長 林 忠 男 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
 監査事務局長 稲 村 秀 樹 君

◎欠席説明員

教 育 長 板 東 知 文 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 井 英 昭 君

次 長 中 平 匡 司 君

午前10時10分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について次のとおり通知がありましたので、報告いたします。教育長板東知文君は、公務のため欠席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12番 本郷幸治議員、

13番 紫藤政則議員、

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第77号美唄市男女共同参画条例制定の件ないし順序11、議案第86号平成21年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の以上11件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

初めに、議案第77号ないし陳情第1号の以上6件について、小関総務・文教委員長。

●小関勝教総務・文教委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第77号美唄市男女共同参画条例制定の件、議案第78号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減の件、議案第79号美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件、議案第80号美

唄市立学校設置条例の一部改正の件及び議案第81号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上5件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに、結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月15日に委員会を招集して、審査いたしました。

議案審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第77号について申し上げます。

条例の制定にあたり、事前手続きとして10月19日から11月20日まで素案に対する意見募集を行ったとの事だが、そこでどのような意見が出されたのか、との質疑に対して、団体から3件の意見を頂き、「条例の趣旨は理解出来るので、制定後については実効性のある進め方をしてほしい」、「条例制定後の実効的な推進と医療分野や雇用の分野においては、特に配慮して進めてほしい」、また、「男女共同参画については緊急の課題であるので、それについては特に強調した表現をした方がいいのではないか」という意見を頂いた。

また、その他に個人お一人からの意見を頂いた。との答弁。

次に、この条例の制定にあたり、他市の条例を参考にしながら取り組んだのか、それとも美唄独自で作成したものなのか、との質疑に対して、条例の策定にあたっては、基本的には国の男女共同参画基本法を踏まえ、北海道の条例も参考にした。また、既に制定している道外、道内の条例についても参考にしたが、本市らしい条文の制定にも努めながら構成した。との答弁。

次に、条例では第12条で調査研究、第13条で広報活動等を行うとあるが、予算的な裏付けについてどのように考えているのか、との質疑に対して、直接の予算としては、地域経営室において予算措置をしているが、男女共同参画に関する分野については教育や福祉、労働関係を含め幅広く関連しているため、本市の予算各般にわたっているものと考えている。との答弁。

次に、共同参画の推進にあたっては、大幅な予算措置を講じなければならない前提であると理解しているのか、今の段階では時期尚早な感じもするが、そのような考え方でいると理解をしているのか、との質疑に対して、明年度の予算措置については、この条例に基づいて基本的な理念を推進していく考えだが、要求額については条例及び計画を推進する上で、必要な予算についての的確に措置していきたい。との答弁。

次に、市民意見等の募集に関して、市内12団体に対して意見を募集し、3団体からの意見提出、また1件のパブリックコメントがあったとの事だが、この結果から、市民がこの条例に対してどれだけの関心があるのかということに関して、市としてどのように受け止めているのか、との質疑に対して、団体等への意見募集、あるいはパブリックコメントについては、条例素案の段階で事前に資料と併せて計画を策定する際の検討委員会で議論された議論の論点、それから条例の概要についてまとめた資料などを併せて公表した上で意見募集をしたところであるが、結果として少ない件数ということであり、現時点においては市民の方の関心もそれほど高くはないの

かと受け止めている。との答弁。

次に、この条例の制定率が全国的には21.9%ということだが、制定後に各自治体や事業者、参加する団体等が抱える課題などについても検証されていると思うが、そういった問題点や課題について、この条例を策定するにあたって整理されたものがあるのか、との質疑に対して、条例制定と現状の課題という点については、意識啓発の部分については法律の制定から10年を経過しており、かなり浸透してきた部分があるのではないかと考えているが、その先の実践にどのように結びつけていくかという事については、国や地方においても一つの課題としてとらえているというふうに承知している。特に、民間団体との連携の中では、一部では意識啓発や男女共同参画の考え方の啓発に一生懸命に取り組んで頂いているという部分はあるものの、全体的な考え方としてご理解を頂く部分には、まだ課題が多く残っているというふうに考えている。との答弁。

次に、道内の市町村における男女共同参画、女性に関する条例制定の状況について、札幌市や旭川市、恵庭市などは早くから条例を制定しているようだが、条例制定後に、例えば市役所であれば、行政自らがそのような姿勢を見せていくという観点から、女性の職域の拡大だとか、管理職への登用など模範を示していくことも大事な事だと思うが、この辺の他市の状況について押さえているのか、との質疑に対して、個別に女性職員の登用割合みたいなものは、詳細には押さえていないが、特に市町村の体制においては、職員研修による能力の向上や男女共同参画に関する意識も

高めていく必要があり、男女がともに平等の立場で、それぞれの業務を推進していくという考え方がなければ、職域の拡大というのも難しいと考えており、今後ともそのような能力開発や意識の啓発については必要なものと考えている。との答弁。

次に、この条例が制定された後に、どのように本市の基本計画に盛り込んでいくのか、との質疑に対して、現在、次期総合計画について策定作業を行っているが、その中で男女共同参画についてどのように位置付けていくかについては、現在、検討を進めている。

条例の制定後は、基本的な理念、協働についての考え方、市の基本的な施策という考え方に基づいて、総合計画の中でも具体的な取り組みが、一層明確になるのではないかと考えており、市民の皆さんにも、そのような計画として見て頂けるように取り進めていきたい。との答弁。

次に、10月に素案を出して、各団体や市民から意見を寄せてもらったとの事だが、意見募集の周知方法については、との質疑に対して、パブリックコメントの実施に当たっては、市の広報誌やホームページで意見募集の記事を掲載し、具体的な資料を地域経営室の窓口の他に、各公共施設に配置をさせて頂き、自由にお持ちして頂けるようにしていた。との答弁。

次に、今後も必要に応じそれぞれの条例が策定されていくと思うが、条例の策定にあたっては素案の段階、あるいはパブリックコメントを実施した段階で、それぞれが情報を共有出来るようなプロセスを大事にしてほしい。

また、少子化という点にスポットを当てた

ときに、男女共同参画社会が熟知していくほど、ある意味では少子化が進んでいくという表裏一体の関係があるのではないかと思うが、この条例の各般にわたってあるように、事業者、団体、家庭生活、夫婦も含めて、いかにこれらを熟知して日々実践していくという事が大事だと考えるが、条例制定後は机の中に入っていたという事ではなく、行政もこれの実践に向けて努力して頂きたいと考えるが、その辺の考え方については、との質疑に対して、今回の提案までに至る経過については、男女共同参画社会を実現していくための大変重要な手だてであり、パブリックコメントを実施した段階で議会にもきちんとした情報提供をし、議論を頂く機会を設けるべきであった。今後も本市のまちづくりを進めるうえで、重要な条例、その他たくさんあり、そういった策定作業に当たっては、しっかりとした手続きや情報について、十分なご議論が出来るような形で対応していきたい。

また、計画の推進に当たっては、この条例を一つの具体的な、てこにしていこうという事で、制定後は条例の趣旨について市民の皆様にご理解を頂く努力をすることはもちろん、ワークライフバランスの実現など、少子化対策にも活かしていきたいと考えている。との答弁。

次に、条例第11条に「年次報告」とあるが、報告の時期や具体的な広報活動のスケジュールについては、との質疑に対して、公表の時期については、アンケート調査を7月から8月にかけて実施しているので、9月ないし10月くらいにはとりまとめて、公表させて頂きたいと考えている。

また、広報活動については、これまでも広報啓発は行っているが、まず国で決めている男女共同参画週間というのが6月にあるため、その期間において広報活動に努めていきたいと考えている。

また、「年次報告」については9月ないし10月くらいに広報誌を使って実施状況を報告するとともに、男女共同参画に関する考え方についての広報活動も併せて行っていきたいと考えている。さらに、2年に1回程度は講演会等の開催もしており、その前後についても広報活動を併せて展開していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第79号について申し上げます。今回の保育料の値上げに至る議論経過と値上げに対する考え方について、子供の将来に対する投資という観点からなのか、それとも財政難だからなのか、との質疑に対して、教育は地域の未来への投資だと考えているが、現実的には、今問われている財政健全化という事に向けて、様々な地域的なご議論を頂きながら、自立プランというものを作った経過があり、そういった議論を踏まえた中で市民の皆様にもお示しをしており、その中で今回のような提案に至ったものと考えている。負担にあたっては、全道平均という事を踏まえざるを得ないという形で、今回ご提案申し上げた。との答弁。

次に、対象となる施設で説明会が行われたと聞いているが、協働のまちづくりという観点から、様々な意見などが出されたと思うが、主にこういった質問や意見が出されたのか、との質疑に対して、3つの幼稚園で、それぞれ保護者に対して説明会を開催させて頂いた

が、三井美唄幼稚園については改定に関して平成22年度で閉園を予定しているのに、保育料の改定は必要なのか。栄幼稚園では、今後も少しずつ保育料を改定し、1万円程度まで値上げをしようとしているのか。また、全道各市の保育料の状況についての質問がありました。との答弁。

次に、今後、保護者との合意形成にあたっては単に財政的な補てんという事だけではなく、さらなる充実した保育活動が必要と考えるが、今回の値上げを機にどのような保育を進めていこうと考えているか、との質疑に対して、保護者から負担の増を求めるという事の認識について、より質の高い幼稚園保育を目指していくというものを、職員ともども共通の認識を持ちながら進めていきたいと考えている。

また、幼稚園教育については幼稚園のみならず、家庭や地域などとの連携が重要と考えており、さらに幼稚園教育の充実を図ってきたい。との答弁。

次に、保育料の値上げについては、以前の定例会もしくは臨時会で、激変緩和で3年程度をかけてというような、話もあったと思うが、その一環として、今回は1,000円上げという事なのか、との質疑に対して、今般の改定については、急激な保護者負担の増という事も考えながら、全道平均並の保育料に改定しようとするもので、段階的という考え方ではない。との答弁がありました。

また、議案第78号、議案第80号及び議案第81号の以上3件についての質疑はありませんでした。

なお、議案第77号については、継続審査

を求める動議がありましたが、結果といたしまして、議案第77号ないし議案第81号の以上5件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、次に、平成21年第3回市議会定例会において提出のありました、陳情第1号サン・スポーツランドテニスコートの改修を求める陳情について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、10月9日、11月9日及び12月15日に委員会を招集して審査を行いました。

まず初めに、10月9日、現地調査を行った後審査を行いました。審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

陳情では、ラバーを砂入り人工芝に変えてほしいとの事だが、ラバーの修理と砂入り人工芝としての修理では、工事費がどのようになるのか、またランニングコストではどういう違いがあるのか、との質疑に対して、概算レベルではあるが、砂入り人工芝6面を施工する場合は約6,000万、ゴムチップ舗装施工では約6,700万という事で押さえている。また、維持に関しては砂入り人工芝舗装の方が管理しやすく、近年のテニスコートの導入にあたっては砂入人工芝の導入例が多い。との答弁。

次に、テニスコートの使用料に係る会計の取り扱いはどのようにになっているのか、との質疑に対して、平成19年度から指定管理者制度を採用しており、指定管理者はアンビックスとなっており、利用料金については指定管理者が収入しており、利用料を差し引いた額が指定管理費となっている。との答弁。

次に、現地を見てテニスコートの外側部分についても改修が必要と思われる箇所もあり、関係者からも改修の目途についての話も聞かれ、来年度に改修をしたいとの答弁もあったが、そのような方向で行きそうなのか、との質疑に対して、委員会では改修についての検討をしているが、他の事業との優先順位の関係もあり、テニスコートの改修も急がれる中の一つというふうには考えるが、これはサン・スポーツランド全体の整備の一環という考え方をしている。との答弁。

次に、今の現場の状況だと、つまりいて怪我をするという心配もあるが、これから各種の大会も開催されると思うが、改良工事をするまでの期間、緊急的にどのような対応を考えているのか。との質疑に対して、現状、かなり痛んでいるという認識をしているが、一方では厳しい財政状況もあるため、予算面に関しては市長部局とも協議をしながら詰めていかなければならないと考えている。

また、緊急処置的なものについては、ひび割れた部分に砂を入れるなどの暫定的な対応で対処せざるを得ないと考えているが、出来るだけそのような支障が起こらないように、指定管理者とも対応していきたい。との答弁。

次に、テニスコートの他に市営球場などサン・スポーツランド全体の改修について検討されたとのことだが、全体的にどのような計画で、これから何年度に向けてどういう整理をするのかという全体像を教えてほしい。との質疑に対して、サン・スポーツランド美唄の関係は、総合計画の中で整備をするということであげてはいるが、年次計画で対応するというものまでの細かなものは持っていない。

毎年の予算時期に、教育委員会として必要なものをあげているが、テニスコートの改修についても、その中の検討項目に載せたいと考えている。との答弁。

次に、11月9日の質疑・答弁における主なものを申し上げます。

空知規模の大会を美唄市では一度も開催していないが、コートの劣化というものが原因なのか、他に何か理由があるのか、との質疑に対して、テニスコートの状況が悪いということも大きな理由であり、協会の方では、整備されれば空知規模の大会を開催することも可能というふうに言われている。との答弁。

次に、「サン・スポーツランド美唄整備計画」の中で、全天候型テニスコートの改修は、美唄21世紀まちづくりプラン後期計画に盛り込まれていたが、事業の凍結により次期の基本計画に変更されたとのことだが、教育委員会として今後の時期的なことや予算の問題についてどのように考えているのか、との質疑に対して、委員会としては、計画に対する事業についてはその年々の財政状況、あるいは事業の緊急度等の観点から見直しされるということであるが、今回の後期基本計画の中で実施することが可能かどうかも含めて、市長部局とも協議を進めていきたい。との答弁。

以上の経過から12月15日の委員会において陳情第1号につきましては、採択して市長並びに教育委員会委員長に送付すべきものとし、意見としては、「願意妥当と認められるので、「サン・スポーツランド美唄整備計画」全体の中で、緊急性も充分考慮のうえ善処されたい」と決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま

すようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第82号ないし議案第84号の以上3件について、米田産業・厚生委員長。

●米田良克産業・厚生委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第82号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減の件、議案第83号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件及び議案第84号美唄市道路占用条例の一部改正の件の以上3件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月15日の1日間、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第82号の審査では、報告する質疑・答弁はありません。

次に、議案第83号の審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

保育料値上げは増収が目的か、財政健全化計画との整合性はどうか、父母との合意形成はどうか、との質疑に対し、認可保育所の保育料は国の基準で設定している、へき地保育所の保育料は、認可保育所の4割程度の負担になっていたが、財政健全化で3ヵ年で5割まで引き上げるようになった。この提案は2年目のものだ。今回の見直しでの増収は196万円程度になる。引き上げ額は、人数の多い例では、月額1万1,610円を1万2,690円に、1,080円の引き上げになる。

昨年、5割の引き上げが決まった後、父母へはその内容を文書で知らせた。このことでの異議などの話はない。保育料は100%納入されている。との答弁。

次に、認可とへき地で保育の内容の違いは何か、職員の待遇の違いは、との質疑に対し、認可保育所では、延長保育や障がい児保育を行う。へき地では扱わない。保育内容に違いはない。職員の身分は、認可は市の正規職員で、へき地は現地の運営協議会の雇用となっている。給与は指定管理者が払う。との答弁。

次に、5ヶ所のへき地保育所は、統合で4ヶ所になると思うが、これで今後もやっていけるのか、建物の老朽化の問題は、との質疑に対し、22年度から中村と茶志内が統合になる。11月に双方の保護者が合同の話し合いを行った。へき地保育所の運営は、18年度から指定管理者制度を導入したが、児童の減少などで厳しい運営になっている。市としては、児童の動向や推移を見て、集団保育の充実や合理的な運営の観点から、今後も統廃合などの検討協議を重ねて行かねばと考えている。建物はその都度修理しているが、根本的な修理ではなく、壊れた所を直す形でもたせている。との答弁。

次に、統合になる茶志内の建物の状況はどうか、との質疑に対し、今年度、茶志内の建物は、景気対策予算で相当部分を改修し、中村の子ども達を迎える準備は終わった。との答弁。

次に、へき地保育所の耐震の問題はどうか、との質疑に対し、市の技術部門と相談して調べたい。保育所は、木造・平屋の構造なので、鉄筋コンクリートの学校のような被害は想定していない。しかし、子ども達の集まる施設なので、学校の対応と並行して、技術部門と相談していく考え方だ。との答弁。

次に、入所状況と、公立とへき地の選択は、

距離・負担など、どんな要素によるのか、との質疑に対し、入所の状況は、公立は104%から93%、へき地は78%から46%となっている。選択は、保育時間での判断が多いようだ。公立は朝7時半から午後6時半まで、7時半まで延長がある。へき地は農村地区は午後5時で終わる。進徳・峰延でも6時までとなっている。公立はほぼ100%ぐらいだが、少しのオーバーは認められ、大体は希望の保育所に入っている状況と言える。との答弁。

次に、幼保一元化について、南美唄地区の場合の考え方と、へき地保育所を含む保育計画と23年からの総合計画との関連など、中長期での見方はどうか、との質疑に対し、全国的に保育所の待機児童が非常に多く、一方、幼稚園は比較的入りやすい状況ということで、保育児に対する教育のニーズと、保育時間の延長ということで、幼保一元化については、新政権下でも積極的な取り組みというふうに聞いている。北海道内でも幼保一元化で取り組んでいる自治体があるが、なかなか進まない理由の一つとして、施設基準に課題がある。子どもの出生状況については、今後も全市的にまだ下がっていくことから、保育施設の活用という道もあると考えている。

一般質問での地元のことは、子どもが激減の状況で施設を考えたが、調理などの保育関連設備が必要となり、断念したのがいきさつだった。幼稚園の生き残り策としての幼保一元化という解釈もある。一定の園児数が見込まれるようなケースでの考え方だ。南美唄の場合は、園児数が大きく減る状況で、これは難しいということとなったと判断している。

との答弁がありました。

次に、議案第84号にかかる質疑・答弁の主なものを申し上げます。

美唄での道路占用の状況は、数的なものと、料金収入の状況と改正による変化は、との質疑に対し、主なものの答えとして、北電の電柱が約6,000本、NTTと一緒にあった共架電柱が486本、NTT東日本の電話柱は、第1種3,879本、共架電柱3,396本、地下埋設ケーブルが4万5,720メートル、美唄ガスのガス管2万6,142メートルある。21年度の占用料金は、北電が665万5,000円、NTT東日本が724万7,000円、美唄ガスが268万6,000円、その他101万8,000円で、合計1,760万6,000円となる。改正案で占用料金を算出すると、北電が419万3,000円、NTT東日本が456万7,000円、美唄ガスが169万円、その他59万3,000円で、合計額1,104万3,000円となる。合計額で656万3,000円の減となり、率でマイナス37%となる。との答弁。

次に、補足説明で地価が占用料に反映するとあったが、毎年、路線価や地価の公示価格が発表されており、公的な単価をベースにして積算したと思うが、基礎となる部分はどんな計算なのか、との質疑に対し、今回の国の道路占用料の改正は、一般的な土地利用についての賃料相当額という考えで占用料を設定し、定額物件については、近傍類似地の土地の固定資産評価額を用い、定率物件については、近傍類似地の地価を使う。今回の路線価は、商業地で6万3,866円、これ以外の

土地は、住宅地・農耕地・山林を使用割合で加重平均し、3万1,212円、これを基礎単価としている。との答弁。

次に、市道に占有させている道路占用料というのは、美唄の地価の問題で、固定資産税の評価額に関わる分を、いつかの基準年から比較して今回の積算に至ったと理解しているが、6万3,866円の基礎単価はそれぞれ地域によって違うわけで、それぞれの固定資産の評価等に合わせて算出をしたという理解でいいのか、との質疑に対し、今回の改訂後の占用料は、国の別表と同じものを準じて使っており、この単価は、美唄の現状の価格ではなく、国と同一の占用料としている。美唄市の土地の状況は、公示地と路線価との関係では、基準値の7、8割が路線価というところもあることから、基礎単価の平均価格よりは、さらにこの単価が相当下がる。美唄市の土地に比べて、国の料金の基礎となったものの方が高いということである。との答弁。

次に、美唄は来年4月からだが、ほかの都市はいつからか、また、健全化計画のことを考えると大きな金額だ。7年間取るか取らないかで5,000万円ぐらいの違いになる。健全化計画ではどんな試算をしているのか、との質疑に対し、道内35市中、昨年までに改正したのが18市、今年予定しているのが4市あり、美唄市が改正したら22市になる。健全化計画では、この収入減は見込んでいない。この改正に当たり、財政等との協議ではやむを得ないとのことで、この提案をしている。との答弁。

次に、35市中、既に実施しているのが18市、今年が4市、やらないところはそれぞ

れ事情があると思うが、近隣の市町村の状況、占用料を払っているところからの苦情があるのか、との質疑に対し、北海道では平成20年の3月に改正しており、道内では平成20年の3月に改定して、4月1日からやってる所が、岩見沢市のほか1市、平成21年3月までに改正したのが、札幌市ほか15市、平成22年3月までに改正予定が、旭川市ほか3市である。空知管内では、改正済みが岩見沢市、砂川市、赤平市、芦別市、未改正となっている所が、夕張市、三笠市、滝川市、歌志内市、深川市となっている。

道路占用料の関係で、今年の初めにNTT、地元の企業美唄ガスから、道路占用料の改定に伴い、美唄市もという要望を受けており、美唄ガスという部分も占用料に入っているということから、下げざるを得ない。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第82号及び議案第83号の以上2件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第84号につきましては、条例改正が全道的にも美唄が一つ残ったわけでもなく、財政健全化計画との整合性も現時点では取れておらず、財政健全化計画への影響や、市の道路用地占有料以外のその他の影響も把握できていないことから、さらに検討を要するので、継続審査と併せて閉会中の審査の議決を求めることと決定をいたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第85号及び議案第86号の以上2件について、白木予

算審査特別委員長。

●白木優志予算審査特別委員長（登壇） ただいま議題となりました、議案第85号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第8号）及び議案第86号平成21年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の以上2件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月16日、委員会を招集して審査をいたしました。

まず、議案第85号一般会計補正予算（第8号）にかかる質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

初めに、水稻優良種子確保事業について、過去に同様の事業があった場合、年度と事業内容は、また、補助の対象となった面積と種子単価設定の根拠は、との質疑に対し、平成15年の低温による水稻被害及び平成5年の低温・日照不足などによる大冷害が発生した際に、国の種子確保事業があり、この対象とされない被害農業者に市単独で水稻種子確保事業を実施した。

また、補助の対象とした面積の根拠として、被害率の高い農業者は、おおむね3割、水稻減収被害率24%以上の農業者を対象とすることとし、この戸数を87戸と見込み、この方々の来年の水稻種子の申込状況から面積を見込んだ。種子単価の設定は本年の水稻作付けの9割を占める、ななつぼし、きらら397、おぼろづき、ふっくりんこ、この4品種の消毒済み種子単価の平均を参考に設定し、品種に関係なく本単価を用いることとし、移植、直播のいずれの場合も種子単価は481円と予定している。との答弁。

次に、種子確保の補助について、水稻のみとした理由と補助率が3分の1の根拠は、との質疑に対し、水稻は作付面積が最も多く、被害見込み額が10億3,000万で、10アール当たり1万円近い収入減があるという見込みが出たことと、基幹作物である水稻の生産振興と次年度の営農対策という部分で、水稻の種子確保の助成をすることとした。

また、助成率3分の1については、平成15年の時に国で同様の事業があり、その基準を参考にした。との答弁。

次に、農業経営資金利子助成事業について、過去に同様の取り組みがあった場合、年度と事業内容は、また、貸付限度額と利子助成額の設定の根拠は、との質疑に対し、過去の実施事例としては、平成16年度台風18号被害に伴う利子助成事業、平成15年度災害に伴う天災資金利子補給事業、平成14年産米・麦の品質低下による借入資金利子助成事業などあった。限度額の根拠については、道の制度にある北海道農業災害資金の考え方を参考とした。また、利子助成額527万7,000円の設定根拠については、資金需要額2億円に対して、市の利子助成0.9%を乗じた利子の5年分を計上した。

なお、資金需要額の2億円の算定については、被害総額から共済金の補てんがある米・麦・大豆については共済金見込み額を差し引いた金額について、農協と十分協議をして算出した。との答弁。

次に、今回の冷湿害による被害額、16億5,000万円は何を基準にして算出しているのか、との質疑に対し、道の農業被害報告要領に基づき、10月1日時点で道が実施し

た農業被害調査に基づき算出した。作物ごとに市町村別の基準反収に対して、収量減による収入の減少を被害額として積み上げ、7品目で16億5,000万円の被害となった。との答弁。

次に、農業の産出額が18年度以降数字が出てこないということだが、美唄市として責任を持って、農業産出額を把握すべきと思うが、考え方は、との質疑に対し、施策展開の基礎としては、きちんとしたデータがあって、その上に立ってどうするかという目標の数値を設定し、それに向けて段階的に取り組んでいくというのは行政の常道だと考えている。

18年に農業産出額が国の段階でなくなったといっても、何らかの形で市独自にきちっと補足するものがなければ、施策の効果の検証もできないとこういうことになるので、その辺については、極力新しい総合計画の策定に合わせ整理をし、それに対応した形で施策の展開、効果測定ができるような形で工夫していきたいと考えている。との答弁。

次に、防災情報通信設備整備事業について、設置については国がするということが、それに伴う保守料等の経費についての考え方と、負担が伴うとすればどのぐらいのものになるのか、との質疑に対し、設置後の維持管理については、市がやっていかなければならないが、今のところ機器等の状況等を調べたり調査している中では、基本的にはあまり故障等が出ることはないと言われているので、保守点検契約等については今のところ想定はしていないが、一般的な保守を継続していくことは必要になってくると考えている。との答弁。

次に、この通信整備が行われたことによっ

て今後の地域における防犯のあり方、情報の伝達について、どういうふうこれから変わっていくのか。そして市民の方々とどうやってこの問題を活用していくのか、考え方は、との質疑に対し、システムの防犯・防災への活用については、市に情報がより早く入ってくるということになるので、瞬時に伝達された情報をどうやって防犯なり防災に生かしていくのか。いろんなD I Gで図上訓練も実施してきているが、そういったことも含めて、今後、住民の方々に対する連絡体制、また、災害の状況によっては避難ということも合わせて、そういった情報も提供できるのか、システムの内容も踏まえながら、検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、現在ある行政情報システムは、どのように機能しているか。また、今度設置される通信設備の目的は、主に弾道ミサイルに対応するための設備ではないか。道の危機管理室では、弾道ミサイルに対する対策だということで答弁しているが、美唄の行政として確認しているのか、との質疑に対し、北海道総合行政情報ネットワークの関係は現在まで気象情報等や地震情報を含め受信し、役所内の機器に表示になって打ち出されたものを見れる状態になるという形をとっており、そこからの伝達については、ホームページに掲載したり、広報車での広報活動等通じてお知らせするという状況。今回の防災情報通信設備については、国において、国民保護の一環として、システムが構築されたもので、その機能、国民保護情報に加えて緊急地震速報や気象警報が瞬時に伝達可能なものであり、そのことによって、市民の生命や身体、あるいは財産

を守るという点で、市の対応や、市民みずからの行動に効果的なシステムだと考えている。

また、道の危機管理室の答弁については、内容確認している。との答弁。

次に、耐震化事業について、交付金の性格からしても、地元の業者に配慮するというようなことだが、どういう配慮がなされるのか。また、それぞれの見積もりについては、どういったものを基本に算出されているのか、との質疑に対し、経済危機対策の交付金を活用するという側面からも、地元業者への配慮については十分心しながら進めて行きたい。また、耐震補強にかかる工事費の積算については、前段に行った耐震診断の結果を元とし、建物の構造耐力を保つため、壁における鉄骨の筋交いの増設、屋根筋交いの補強など、主要な構造部の改修などを考えており、積算に当たっては、道の標準単価、北海道教育委員会の事例等を参考としている。との答弁。

次に、今後の発注に当たってのスケジュール等については、との質疑に対し、今議会での議決後、直ちに設計業務を委託し、これが完了した後、平成22年度の出来るだけ早い時期に工事を発注し、その後、材料の発注等準備を行い、主要な部分については、夏休み以降の施工となるよう、進めてまいりたいと考えている。また、工事の出し方については、工事の規模などにもよるが、基本的には学校単位による発注を考えている。との答弁。

次に、耐震工事について、地元発注ということに全力を傾注すべきだが、地元の業者としての受け皿がどういう状況になっているのか。また、工事の発注方法についてどういうふうに考えているのか、との質疑に対し、建

築に関する業者については、現在のところ13社ほどいると認識している。これらの業者については、今までの実績や技術力等も含めて、これらの工事に対して、対応ができるものと考えている。工事の発注については、基本的には学校単位での発注になると考えているが、分離発注については、建設コストの縮減や、競争性の確保、これらの範囲内で可能な限り発注の分離状況についても検討を行って、今後建設事業者の受注機会の確保に努めたいと考えている。との答弁。

次に、耐震工事と合わせて、せっかく投資するのであれば、老朽化した施設の耐用年数というものを考え、この際整備も行うべきでないかと思うが、教育委員会としての検討がなされたか、との質疑に対し、本来であれば、必要な改修等をあわせて実施することが望ましいものの、補助枠や対象事業などについて、見通しが立たないこともあり、耐震化・ICT化を優先実施したところである。今後においては、経年劣化に伴う大規模改修については、次期総合計画に示し、計画的に推進してまいりたいと考えている。との答弁。

次に、地域住民が学校の影響で、テレビの映りが悪いということで、共同アンテナを使っているところもあるが、今後、地デジ化に伴って支障が出たときはどう対応するのか、また、共同アンテナをつけているところは何ヵ所あるか、との質疑に対し、これまで学校の関係で共同アンテナを設置していたのは峰延中学校関連で1ヶ所。地デジ化に伴う費用の負担については、改めて地域の実態を調査し、そういった状況にある方々に対してはしっかり説明しながら理解をいただけるよう、

その対応に努めたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第86号市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）にかかる質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

初めに、1,350人一般入院が増えたということですが、診療科目別にするとどういう内容になっているのか、との質疑に対し、内科、小児科、外科、整形外科を含めて一般ということでカウントしており、内科で1,666人、外科で1,362人増えており、小児科で153人、整形外科で1,525人が減となっている。また、療養病床では、1,131人の減となっており、一般・療養と合わせて219人の増という内訳になっている。との答弁。

次に、内科の医師の補充というのが新聞報道されておりましたがけれども、増員という位置づけで、内科の入院を回復するような可能性があるのか、との質疑に対し、内科医師を採用したが、嘱託医という形で月曜から金曜までの9時から午後4時半までという形の勤務形態になっており、軽度のそんなに重くない部分での入院患者は診ていただけということだが、今すぐに入院機能を再開することにはまだできない。との答弁。

次に、内科入院は、市民の皆さんに説明する時は療養に入院される方のためのもので、一般の患者さんの入院ということにはなっておりませんということを書いていいのか、実態はどうなっているのか、との質疑に対し、救急でかかって、例えば、点滴で1日か2日で帰れるという症状の方を、砂川や岩見沢に送るということにはならないということで、

今年の４月以降、医局でもいろいろ協議した結果、内科系の患者でも外科に入院させることもある。内科の先生も確保できたので、そういう軽度の入院の患者の、短期の部分についても見てもらえるように話をして、救急でのやむなしの対応ということで行っている状況。との答弁がありました。

以上の経過から、議案第８５号及び議案第８６号の以上２件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第７７号について質疑を行います。

１３番、紫藤政則議員。

●１３番紫藤政則議員 先程、小関総務・文教常任委員長から委員長報告が行われました。私はその中から、議案第７７号美唄市男女共同参画条例制定の件の委員長報告に対して質疑を行いたいと思います。委員長報告は、原案可決ということでございます。伺いますが、審議の過程の中で所管委員会として取り組む課題、仮に、市民団体からの意見募集をどう条例に反映させたか。議会として、そのことを主体的に把握をして、条例に活かすための制度としてあります参考人制度、この活用など取り組む課題として受けとめて、引き続き休会中も審査を継続をすると、すなわち継続審査、こういった発言、主張がなかったかどうか。あったとすれば、なぜ、その発言、動議、動議という場合もあるでしょうし、休憩中の意見調整の場というのものもあるでしょう。場合によっては質疑の中でそのことを自ら思

いを伝えるという方法もあるでしょう。なぜ、その主張が退けられたのか、その理由はということだったのか、委員会の中での発言についてお尋ねをしたいと思います。

条例の制定に関するこの質疑に関しましては、先程私がメモしきれたのが、事前の手續の意見募集等の内容から、年次計画をどうするかということまでの１１本の発言の内容が、ご報告がありました。各般にわたって真剣な議論がなされたようでございます。動議に関しましても触れられて、動議があったということが報告があったわけでございますが、今申し上げた点について、是非をお答えをいただきたいと思います。これが、第１点でございます。

第２点は、これは質疑をするまでもないことなのかもしれませんが、せっかくの機会ですのでお尋ねをしたいと思いますが、委員会の議事整理権、委員長が強大な権限を持っているわけでございます。この議案第７７号の審査に当たりまして、議事整理をつかさどる委員長としてその責務、責任を果たしたと、十分な審査ができた、このように御認識をしているのかどうか。この点についてもお尋ねをしたいと思います。

●議長内馬場克康君 １０番、小関総務・文教委員長。

●小関勝教総務・文教委員長 答弁準備のために２０分程度時間をいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 答弁準備のため、２０分程度休憩いたします。

午前１１時１２分 休憩

午前 11 時 34 分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの質疑に対する委員長答弁から入ります。小関総務・文教委員長。

●小関総務・文教委員長 答弁準備のためにお時間をいただき、ありがとうございました。紫藤議員の質疑に対しましてお答えをいたします。

議案第 77 号について継続審査の動議が提出されたかというお尋ねですが、2 人の委員から継続審査を求める同趣旨の動議がございました。その内容といたしましては、条例を制定することについては賛成であるが、もっと時間をかけて多くの市民から御意見を聞く機会や、関係団体から参考人として委員会に出席いただくなど、そうした意見を生かす形で十分な議論をし、全道的にも誇れる実効性のある条例にしていくことが必要という事から、継続審査にすべきという内容でございました。委員会といたしまして、この動議について採決を行った結果、継続審査をすることについては、否決されたものであり、引き続きこの条例案の採決を行った結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したところでございます。

また、委員長としての責任を果たしたか、とのお尋ねですが、私は委員長として審査に当たっては、中立、公平な立場でルールどおり議事整理を行ったところであり、その責務は果たしたものと認識をしております。

以上申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

●議長内馬場克康君 13 番、紫藤議員。

●13 番紫藤政則議員 御丁寧なご答弁いただきまして、ありがとうございました。少しく委員会の中身がわかるわけでございますけれども、ここでの発言は事実経過というのか、そういうことですので、その範囲でお尋ねをしたいと思いますが、今の御答弁では、継続の審査を求めたというのが、お 2 人いらしたと。そこで、条例そのものに基本的に反対をするものではないと。これは 1 つの条例を作るということでしょうね。そういう趣旨なんでしょう。しかし、さらに、市民の声を聞くべきだという御議論があつて、継続審査ということだったが、諮ったら否決をされたということであります。動議の提出者は、動議の理由を明確に述べている。しかし、委員会として否決ということは、否決のときにこういった訳で否決をしたと。本来そういう整理があつてしかるべきだと、私は経験上そう思うわけでありますけども。そういう、なぜ継続審査を否決をしたという事を、委員会として整理をしたものがないという理解でいいのかどうなのかですね。この辺、お答えをいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 小関総務・文教委員長。

●小関総務・文教委員長 答弁調整のために時間をいただきたいと思います。10 分程度お願いします。

●議長内馬場克康君 暫時休憩をいたします。

午前 11 時 39 分 休憩

午前 11 時 55 分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の再質疑に対する答弁から入ります。

小関総務・文教委員長。

●小関勝教総務・文教委員長 答弁調整のため再三時間をいただき、ありがとうございます。

否決の理由の整理についてであります、動議の提出者は、当然その理由を述べられましたが、採決をした結果否決となりましたが、動議に賛成をされなかった方々の判断としては、十分審議がなされたものと判断されたものと考え、あえて整理をいたしませんでした。

●議長内馬場克康君 紫藤議員。

●13番紫藤政則議員 私が2点目に申し上げました、委員長としての責任を果たしたと認識しているかというお尋ねは、本来こういう質疑に合うのかどうかというと、発言して申しわけないんですけど、さてな、という思いを持って発言をした部分ございます。なぜかということ、委員会の委員長報告に対する質疑は、具体的にこんな発言があったのか、なかったのか、言わば事実ですね、事実あったことに関する内容の範囲を出ちゃいけないわけなんです。今、十分審議がなされた、雰囲気って言ったか、思いつて言ったか、いずれにせよ、否決をしたと、動議に関して。理由は、動議の発議者が理由を述べてる。しかし、それを諮る時になぜだということの言わば詰めた議論というのかね、これはなかったという、私は思っているんです。重ねてですね、思うということは、そういう否決をした、委員会として否決をした。その際に動議が動議として受け入れることは、これはだめだという事の理由の明示というのが議論の中でな

かったと言うことを理解していいのかどうか。最後にその点お尋ねしたい。

●議長内馬場克康君 小関総務・文教委員長。

●小関勝教総務・文教委員長 動議提出者以外の方々の意見があったのかというお尋ねかと思いますが、動議提出者2人以外については、発言はございませんでした。

●議長内馬場克康君 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

●議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 私は、議長の議事整理をお願いをするという立場で、議事進行発言をしたいと思います。

今ほど、男女共同参画条例制定にかかわる委員会での審査の状況というものを、一部お尋ねをしたわけでございます。

実は、私共の会派に非常にこの条例に対して関心をお持ちの方がお見えになりまして、お電話も何本かございましたが、この条例制定に当たって、是非こういった内容にしたためていただきたいというような内容のお話がございました。私は、その内容、正直申し上げまして、この条例に関して受けとめたのは、議案送付のときが初めてでございます。12月の8日に議会が開催をされましたが、1週間前の議案送付でありまして、そのとき初めて条例案を見たわけですから、ほかの市の取り組み状況やら、課題が何かとか、それから今まで取り組んできた美唄市の男女共同

参画にかかわる施策がどうだったか、これらをしっかりと議論をする、調査をして、一定の、自分なりの考えを整理する時間がなかった。こんなことがありまして、議長には、議運での議論もそうありますが、この条例の審査に当たっては、慎重に、しっかりと時間的ゆとりを持って進めるべきだという事もお話をしたことを記憶をしています。私はこの条例の審査に当たりまして、既に総務常任委員会が審査を終了して、本会議に上程をして、今、討論まで終って、採決に入ろうとしたわけですが、この際、議長においてこのまま採決に入っていいたろうかという事を、議長の議事整理権を持って、ひとつお考えいただけないだろうかというふうに思うわけなんです。あえて付言すれば、この条例は14条しかございません。委任分も含めて。そして、附則の第2条にこの条例の施行に際してのくだりがございます。市がこれからつくろうとしている第9条による男女共同参画計画という策定についても既に計画的な推進を図るとして、市が作成をしました美唄市男女共同参画計画第2次計画、平成20年から29年に具体的政策が盛り込まれていますから、この条例の制定が無くても市の施策に関する支障はないわけでありまして、せつかくつくる条例であれば、やはり参考人制度を生かすというのが、私は議会の責めだろうと思ってます。そのことは、平成19年の9月に、病院問題で調査特別委員会持たれて、市民から議会は何してるという時に、そのときに議会が全体の合意で、これから議会はこうしますということを市民の皆さんに明らかにしたわけでありまして。決議をした。決議の中身は何か

と言いますと、各般にわたるものと含めて、市議会の主体的取り組みということで、美唄市まちづくり基本条例というものを意識して、地方自治法に基づく参考人制度の有効活用を図ると共に、市民との対話の機会を設けるための仕組みづくりに取り組んでいきますと。高らかに決議したわけでありまして。この重要な、そして、崇高な理念を持つ条例制定に当たって、今1歩を踏みとどまることがなぜ悪いのか。議会として主体的に調査をすることをなぜ拒むのか。私は、強い憤りを持って、実は受けとめていたわけですが。

是非、議長において議事整理をしていただきたい。こういう思いで議事整理発言を申し上げました。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 ただいまの議事進行発言について議事整理をしますので、暫時休憩をいたします。

正午 12時03分 休憩

午後 2時09分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの紫藤議員の議事進行発言に対して、議長としての見解を申し上げます。

議案第77号の審査に当たりましては、一定の委員会運営のルールに基づき報告がなされたものと理解をしております。今後におきましては、まちづくり基本条例の議会条項の趣旨に基づき、多くの市民の意思を反映する観点から、審査過程における参考人制度は重要であると考えておりますので、議会運営の

中で必要に応じて活用を図ってまいりたいと考えております。

会議を続けます。

これより、議案第 77 号について採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、**議案第 77 号美唄市男女共同参画条例制定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 78 号ないし陳情第 1 号の以上 5 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 78 号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減の件ないし陳情第 1 号サン・スポーツランドテニスコートの改修を求める陳情**の以上 5 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 82 号ないし議案第 84 号の以上 3 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 82 号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減の件ないし議案第 84 号美唄市道路占用条例の一部改正の件**の以上 3 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 85 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、長谷川吉春議員。

● 7 番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 85 号平成 21 年度美唄市一般会計補正予算（第 8 号）に対して、討論に参加いたします。結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。その理由と若干の意見を申し上げます。

私は、この補正予算に組まれている冷害に対する農業予算や、小中学校の地上波デジタル放送移行事業、耐震化事業については反対するものではありませんが、この予算に組み込まれている防災情報通信設備整備事業については反対でありますので、結果として議案第 85 号に反対するものであります。

この防災情報通信設備整備事業は、麻生政権の第 1 次補正予算、5 月 29 日に成立したものでありますが、その中に含まれていたもので、全額国費、全国では 103 億円、北海

道では8億7,000万円で、都道府県と全市町村にアンテナや受信機などを設置するものです。この内容については、道の危機管理対策室は4月の北朝鮮のミサイル発射が引き金になっている有事情報の伝達が主な目的と説明しています。既に各市町村には、災害時などの緊急情報伝達のシステムとして、行政無線が整備されており、今急いでミサイル発射など有事対応を想定した全国瞬時警報システムを整備しなければならない緊急性や、必要性が生じているわけではありません。今回の全国瞬時警報システム整備の主なねらいは、地震や津波などの災害時の情報伝達システムの整備というよりも、有事対応を狙った整備であり、これを契機に有事を想定したさまざまな訓練が持ち込まれることが懸念されます。今、緊急に必要なことは、さらに落ち込む経済不況に対する緊急対策であり、雇用・失業対策や、医療・福祉・教育条件の整備、農林漁業・中小企業の振興と再生など、国民の暮らしと地域経済再生に向けての緊急対策こそ急がなければならないと思います。

以上申し上げて討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第85号平成21年度美唄市

一般会計補正予算(第8号)は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第86号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号平成21年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、議案第87号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第7、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件の以上5件を、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由説明を求めます。市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第87号美唄市教育委員会委員任命の件であります。本件は、柳井美代子委員が12月26日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、新たに森田みちえ氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によ

り、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 88 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。本件は、高瀬謙二郎委員が 12 月 28 日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き高瀬謙二郎氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 89 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。本件は、伊原潤司委員が 12 月 28 日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き伊原潤司氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の件であります。本件は、円子保委員が平成 22 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き円子保氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次は、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件であります。本件は、後藤千代子委員が平成 22 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き後藤千代子氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 87 号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 87 号美唄市教育委員会委員任命の件は、原案のとおり同意**することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 88 号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 88 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件は、原案のとおり同意**することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 89 号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 89 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件は、原案のとおり同意**することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました諮問第 1 号については、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、**諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の件は、諮問のとおり可と決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました諮問第 2 号については、諮問のとおり可とすること

にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件**は、**諮問**のとおり**可と決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第8、議案第90号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第90号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、これまで、現行では月の途中で職を離れた場合にあっては、月額的全額を支給する内容となっておりましたが、改正後はこれを日割りで支給することとし、ただし、死亡による場合に限り全額を支給する内容に改めようとするものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第90号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第90号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件**は、**原案**のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第9、意見書案第13号新・北海道石炭じん肺第3次訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書ないし日程の第21、意見書案第25号「思いやり予算」の見直しに関する意見書の以上13件を、一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第13号について、7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第13号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について
「消滅時効」の援用に反対する意見書

平成16年4月25日最高裁判決により、国にはじん肺被害者に対して賠償を行なう責任があることは確定している。

道内の炭鉱でじん肺に罹患した被害者は、国に対し、「基金」を創設して裁判手続きを経ることなくじん肺被害者を救済するシステムを作るよう求めた。しかし、国は「提訴しなければ賠償しない」との態度に終始したため、これらじん肺被害者はやむを得ず札幌地方裁判所に提訴した。

ところが国は、その裁判手続きの中で「消滅時効」を主張してきた。その理由は「平成16年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決があったことは、新聞・テレビなどで報道されていた。それから1年を経過すればじん

肺被害者・遺族は『損害及び加害者を知った』と言えるから、３年の消滅時効期間が経過した」というものである。

しかし、この最高裁判決は筑豊じん肺訴訟の国の責任に関するものであり、北海道内の各炭鉱に関する判決ではない。また、平成１６年４月２４日の時点では、国は旧・北海道石炭じん肺訴訟において札幌高等裁判所でその責任を争っている最中であり、この時点で「損害及び加害者を知った」と主張することには根拠がない。

じん肺は人類最古にして最大の職業病であり、現在でもなお毎年１０００名前後の労働者が、新たにじん肺により療養することを余儀なくされている。じん肺を根絶し、被害者に適正な賠償を行うことは国の義務である。国が新・北海道石炭じん肺訴訟について「消滅時効」を援用することは社会的正義に照らし許されない。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２１年１２月１８日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第１４号及び意見書案第１５号の以上２件について、１０番、小関勝教議員。

●１０番小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第１４号及び意見

書案第１５号の以上２件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

安心して医療を受けられる医療 制度の見直しを求める意見書

現在、わが国の医療制度は、毎年減り続ける社会保障費や行き過ぎた規制緩和などにより、地域間格差が急速に広がるとともに、全国的な医師不足などにより、地域医療は崩壊しつつあり、国民は安心して医療を受けることができない状況になっています。

このため、国民は病気のと看や年老いたときに、経済格差にかかわらず必要な医療や介護を地域で十分に受けることができる社会の実現を強く望んでいます。

民主党中心の新政権は、国民の期待を真摯に受けとめ、直ちに地域医療の再生に取り組み、安心して暮らせる充実した社会保障制度の確立に努めるべきであります。

地域医療は、地域に住む住民にとってなくてはならない地域社会の基盤であり、国の政策として、次の事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- １．国民の共有財産である国民皆保険制度を堅持すること。
- ２．社会保障費の毎年２，２００億円削減を撤廃すること。
- ３．社会保障のための十分な財源の確保を図ること。
- ４．十分な医療を提供するための診療報酬を増額すること。

5. 経済格差にかかわらず医療を受けられるための患者負担の軽減を図ること。
6. 介護療養型医療施設の存続と必要な療養病床を確保すること。
7. レセプトオンライン請求義務化を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

幾春別川総合開発事業の継続に関する意見書

国土交通省の直轄ダム事業見直しにより、幾春別川総合開発事業について来年度以降、事業の継続が難しい状況となっております。

本事業は、昭和60年度にダム建設のための調査を行い、平成2年度から建設事業に着手し、現在、新桂沢ダムについては、平成27年度の完成に向け、共同取水塔、取水施設設備等の工事が、引き続き進められております。

ダムの完成により、ダム本体の補強はもとより、洪水調節のための容量は、現桂沢ダムの約4倍となることから、幾春別川流域の治水安全度が大幅に向上するとともに、水道用水の安定した水量の確保や安全な水質の確保など、将来にわたりより一層、市民の安全・安心を守るために必要不可欠なものであります。

よって、引き続き、国の責任において完遂されるべきものであることから、幾春別川総

合開発事業の凍結に断固反対するとともに、早期の完成を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第16号ないし意見書案第18号の以上3件について、3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第16号ないし意見書案第18号の以上3件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策に関する意見書

平成22年度から実施される戸別所得補償モデル対策については、農業者にとってきわめて重要な政策であり、生産現場は大きな関心を有しています。

とくに北海道は、開拓入植以来これまで、先人のたゆまぬ努力と英知により、国の政策目標に沿った中で、需要に応じた米づくりを推進するとともに、水田を有効に活用した特色ある産地形成を図ってきたところですが、新政権下で導入が検討されている戸別所得補

償モデル対策においては、特色ある地域農業の崩壊や生産現場の混乱、転作を主体とする担い手の経営不振が懸念されております。また、輪作体系の維持確立、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、生産現場の実態に即した制度構築に対する不安を抱えています。

食料自給力・自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を果たしている多様な農業経営体の育成・確保とともに、北海道が持つ潜在能力をフルに発揮して持続可能な農業の確立を図り、意欲を持って自ら創意工夫を行う地域・農業者のために、政府一体となった中で地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実かつ集中的に実施していく必要があります。

つきましては、生産者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立に向けて、次の事項に十分配慮されるよう強く要望します。

記

1. 生産数量目標の配分・調整・確認にあたっては、需要に応じた米づくりに参加する生産者・地域が不公平感を抱かないようなルールづくりを行うとともに、米価の下落により生産者が不満を抱かないような制度設計を行うこと。
2. 畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物については、すべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。また、生産性向上・品質向上に努力した生産者が報われ、円滑に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。

3. 畑作物についても地域に裁量権を持たせた仕組み・支援策の構築を行うこと。
4. 政府買入や備蓄および主食用米需給・価格に影響を与えないような処理を行うとともに、そのような棚上げ備蓄を支えうる十分な予算措置を講じること。
5. 個別経営体の最終的なセーフティーネット対策を措置すること。
6. 水田利活用自給力向上事業について、地域の裁量で活用できる部分を充実強化すること。また、水田利活用事業についても米の生産数量目標の遵守を要件化すること。
7. 加工用米について、高価格帯と低価格帯に分けた上で、とくに高価格帯は主食用米並み、低価格帯は新規需要米並みの手取り価格水準を確保すること。
8. 米粉・飼料用米等について、確実に販売・消費されるための仕組みを構築すること。
9. 平成 22 年度の水田・畑作経営所得安定対策について、成績払単価は現行水準で設定すること。また、担い手経営革新事業・先進的小麦生産等支援事業について、現行の内容・水準を継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 12 月 18 日

北海道美唄市議会

新たな食料・農業・農村基本計画の
策定に関する意見書

21 世紀は「食と環境の世紀」と言われ、
温暖化防止など地球環境の保全、食料の安定

供給は人類生存のための緊急課題となっています。こうした中で、わが国において国家の戦略目標として、国内の農業生産力を最大限に活用しながら、食料自給率の向上と多面的機能を発揮することは、世界的な貢献策としても重要な責務となっています。

このため、明年3月に答申を受けて策定される新たな食料・農業・農村基本計画については、専門的な担い手が夢と希望、意欲を持って持続的に農業生産活動や、魅力ある農村生活が営むことができるよう、次の事項について強く要望します。

記

1. 中山間地域等直接支払制度（共同取組活動）及び農地・水・環境保全向上対策（共同活動支援）については、政策の一元化と恒久措置化を図り、全額国費負担で行うこと。
2. 食料の安全・安定供給、農業の多面的機能発揮と持続的な生産活動などを担う農業者の所得補償（他産業従事者と遜色のない水準の確保）と経営安定を図るため、新たな「直接支払制度」を早期に創設すること。
3. 平成22年度に実施される「米戸別所得補償制度モデル事業」については、適正な販売価格（農家手取価格水準）と生産費用（家族労働費の全額算入と評価替えなど生産コストの適正化）との差額を補填し、かつ米の計画生産メリット措置として十分機能するよう設計すること。

また、米の生産数量目標を達成した地域には別途交付金措置を講ずること。

4. 食料自給率向上計画を達成するため、地域別・作物別の生産目標等については、生

産現場の意見を十分に聞きながら、専門農業地域の潜在生産力が最大限に発揮できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

日米F T A交渉に反対する意見書

現在、W T O農業交渉については、本年7月に開催されたラクイラ・サミットや、9月に開催されたインドの非公式閣僚会合において、2010年中のドーハ・ラウンドの妥結を目指すこととされ、交渉の加速化が懸念されています。

このような中で、世界最大級の農産物輸出国である米国とのF T Aについても論議がされていますが、交渉が始まれば、平成19年の日米同盟に関する報告書において、「農業は、コメを含む全分野が交渉対象となる米日F T Aの中心部分になりうるし、ならなければならない。」とされていることから、これを除外して交渉を進めることにはならないと考えます。

さらに、米国の主要な輸出品目である農畜産物は、本道農業、特に美唄市においては基幹産業である米、小麦、大豆などと競合しており、仮に日米F T Aが締結され、農畜産物の国境措置が撤廃された場合、日豪より競合する品目が多いことが予想されることから、より大きな影響を受けることが懸念されます。

また、仮に、日米F T A交渉が開始され、

関税が撤廃されると、大規模で専門的な農家が大宗を占める本道農業が、日本国内で最も壊滅的な打撃を受け、その影響は、農業と密接に結びついている地域の関連産業にも及び、地域経済・社会が崩壊する危険性があります。

このようなことから、道内各地域や東京等で農家や関係者が集まり、日米ＦＴＡに強く反対しているところであります。

よって、国においては、我が国の農業の持続的な発展を図り、我が国の主要な食料供給地域である北海道の基幹産業である農業や関連産業の健全な発展を図るため、日米ＦＴＡ交渉に入ることを断固として強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

平成２１年１２月１８日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第１９号ないし意見書案第２３号の以上５件について、１１番、土井敏興議員。

●１１番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第１９号ないし意見書案第２３号の以上５件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます

地方財政に配慮した国の予算執行
及び予算編成を求める意見書

昨年来の世界的な景気後退の中で、美唄市をはじめ各地方公共団体は、国の経済危機対策に呼応し、雇用の確保、地域経済振興、福祉・医療の拡充など住民生活を支える総合的な対策を講じてきました。

政府は、平成２１年度予算執行について事業仕分けによる見直しが進められ、事業の縮減、廃止等の措置が示されるなど、対象となる事業によっては、地方の景気や雇用に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、政府の主要政策の転換や予算編成方針・手法の見直しなどにより、平成２２年度予算の編成が遅れることになれば、本市はもとより地方における来年度予算の編成作業、あるいはその執行に大きな影響を及ぼすことが心配され、地方の財政や住民生活の安定化に向け障害をきたす懸念も残ります。

よって、国においては、今年度の予算執行や来年度の予算編成に関して、次の事項に十分配慮されるよう強く要望します。

記

- １．国の平成２１年度予算について、基金・交付金等については、地方経済や地方財政、住民生活に悪影響を及ぼさないよう取り扱われること。
- ２．国の平成２２年度予算編成について、地方公共団体の予算編成及び執行に影響を及ぼさないよう、地方交付税など地方一般財源総額を確保・増額を図るとともに、地方交付税の財政調整・財源保障機能を堅持すること。
- ３．国の平成２２年度予算編成に当たって、新たな財源措置が必要となる事業については、まず財源を明確化するとともに、地方

に新たな負担を課すことのないよう取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

私学助成制度に係る財源措置の増額 及び充実強化に関する意見書

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念の下に、公教育の一翼を担うものとして、わが国の教育の振興発展に大きな役割を果たしてきており、また、一人ひとりの能力や個性に応じた教育を実現することと経営の健全化を進めていくことも強く求められていますが、しかし、その経営基盤は脆弱であります。

加えて少子化に伴い、今後も長期にわたり生徒・学生等の減少が続く中で、厳しい学校運営を余儀なくされるとともに、昨年来の景気後退により経済・雇用情勢の急激な悪化による生徒の修学への影響が懸念され、私立学校を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しており、その経営基盤に与える影響は計り知れないものがあります。

よって、公立・私立間で生徒・学生等納付金の格差が大きいことから、保護者負担の重さが要因となり、子どもたちの進学先の選択肢が結果として狭められていくことにもつながっています。

美唄市においても、私立短期大学があり、本市もこれまで学校教育における私立学校が果たす役割の重要性にかんがみ、助成をはじ

め、各種の振興方策の推進に努めてきたところであり、引き続き、私学振興の重要性は増してくるものと思うところでありますが、私学の事情によっては、地元経済や教育環境に及ぼす影響は極めて大きいと言わざるをえません。

よって、国においては、教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、私学教育の重要性や私学を取り巻く極めて厳しい現状を認識し、私学助成制度に係る財源措置の増額及び一層の充実強化に努められるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

「新過疎法」の制定促進を求める意見書

美唄市をはじめとする過疎地域はわが国の国土の大半を占め、豊かな自然や景観、歴史・文化を有し、都市部に対し食料・水・エネルギーを供給し、森林による地球温暖化の防止など、極めて大きな役割を果たしています。しかしながら、過疎地域では人口の減少・流出や少子高齢化が急速に進み、集落が消滅の危機に瀕したり、また、新たな限界集落の発生要因ともなり、農用地の耕作放棄地増加の恐れをはじめ、森林整備の停滞など、わが国の国土保全上、極めて深刻な状況に陥っているといえます。

これまで4次にわたる過疎対策特別措置法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事

業が行われ、過疎地域の果たす多面的・公益的機能に鑑み、引き続き過疎地域に対する総合的な支援を継続する必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、過疎対策をより強力に推進するため、平成22年3月に失効する「過疎地域自立促進支援法」の後の「新過疎法」を制定し、以下の施策が実施されることを強く求めます。

記

1. 「新過疎法」の制定にあたっては、現行法の延長ではなく、過疎地域の果たす役割を評価し、新たな視点で過疎対策の理念を明確にすること。
2. 過疎地域の様々な特性を勘案した「ソフト事業を含む財政支援」をはじめ「人口密度」「耕地面積」「森林面積」などを加えた新たな指定要件・指定単位を設定すること。
3. 過疎対策事業債の対象事業については地域の実情に合わせた要件緩和・弾力的運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

北海道及び美唄市の自衛隊
体制維持を求める意見書

北海道及び美唄市には、北方防衛を任務とする陸上自衛隊の第一線部隊が配備され、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の輸送など、道民や市民の安全と安心の確保に大きな役割を果たしてきた

ところです。

しかしながら、近年において第5及び第11師団が旅団化されるなど、陸上自衛隊の削減が行われてきたことは、国土防衛をはじめ地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えています。

政府の「事業仕分け」において、自衛官の実員増要求に関する来年度予算計上が見送り判定され、このことは削減を意味することにつながりかねません。一方、「防衛計画大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」について検討が進められると承知をしていますが、今後、さらに北海道及び美唄市における自衛隊の大幅な削減が行われると、防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、道民や市民生活にはかり知れない影響が出ることが懸念されます。

北海道や美唄市においては、長年にわたり自衛隊への理解醸成に努めてきたところであり、本年8月の民間有識者による「安全保障と防衛力に関する懇談会」の報告書にも、災害派遣や民生協力は自衛隊の重要な任務であることや、自衛隊に対する国民の理解や支持、地域住民の協力は防衛力を構成する上で、重要な要素である旨、記載明記されています。

よって、国においては、「防衛計画大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」に際しては、地域の意向を十分に配慮され、北海道及び美唄市における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

ヒブワクチン及び肺炎球菌(七価)ワクチンの定期接種化の早期実現を求める意見書

細菌性髄膜炎は毎年約1000人もの乳幼児がかかる病気で、初期には発熱意外に特別な症状が見られないため診断も難しく見過ごされやすく、重篤な状態になって初めて分かる怖い病気であり、死亡率5パーセント、後遺症の残る率は20～25%とされています。

主な原因とされるインフルエンザ菌 b 型(ヒブ)と肺炎球菌には既にワクチンができ、世界保健機構(WHO)は1998年に世界中に乳幼児へのヒブワクチン無料接種を推奨し、肺炎球菌についても七価ワクチンが世界77カ国で承認され、実施した国々では、「細菌性髄膜炎は過去の病」となりつつあり、米国では発症率が100分の1に激減したとされています。

わが国では、ヒブワクチンは2008年12月によりやく接種できるようになりましたが、任意接種のため、4回接種で約3万円もかかることから、子育て世代には大きな負担となり、また、七価ワクチンについては乳幼児に接種できるものとしてはまだ認められていません。

ヒブワクチンと七価ワクチンの定期接種化が実現することで恐ろしい細菌性髄膜炎から子どもたちを守ることができます。

よって、国においては、次の事項について早急に実現するよう強く要望します。

記

1. 速やかにヒブワクチンを予防接種法に基づく定期の予防接種に位置付けること。
2. 乳幼児が接種できる肺炎球菌ワクチン(七価ワクチン)の医薬品としての早期承認と、予防接種法に基づく定期の予防接種に位置付けること。
3. 当面、ヒブワクチンについて乳幼児がいる全世帯に周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第24号及び意見書案第25号の以上2件について、1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第24号及び意見書案第25号の以上2件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

障害者自立支援法の廃止と
新法制定に関する意見書

障がい者に重い負担と苦しみを押しつけ、人間としての尊厳を傷つけてきた「障害者自立支援法」制定から3年半、新政権は首相の所信表明演説でその廃止を明言しました。こ

れは障害者・家族の大きな運動の成果として歓迎すべきことです。

ところが、厚生労働相は、「４年間で応益負担から応能負担に変える新制度を創設する」と説明するだけで、法廃止の道筋はまだなんら示されていません。しかし、新法の実現を一日も早くというのが障がい者の切実な願いであり、新法が出来るまで、深刻な現状を放置しておくわけにはいきません。

美唄市においては２，４５５人の障がい者が生活していますが、とりわけ事業所などを利用されている人たちの現状は深刻です。

障がい者や家族は、食事やトイレなど障がい者が生きていくうえで不可欠な支援を「益」と見なして利用料を課す応益負担は憲法違反だとして裁判にまで訴えているのです。

障がい者の福祉や医療は本来、無料であるべきです。政府が「応能負担にする」というのなら、来年４月からただちに実施に踏み切るべきです。そのために、定率１割負担を規定している自立支援法２９条の一部削除を行い、来年度予算で必要な財源措置を講じるべきです。障がい者事業所の経営を危機に陥れている報酬の「日払い」を「月払い」制に戻すことも急がなければなりません。

よって、政府は新法制定待ちでなく、障がい者の苦しみを改善する緊急対策をただちに講じるべきであり、下記の緊急対策と抜本的新法制定を求めます。

記

- １．「応益負担」を見直し、来年４月から「応能負担」の実施に踏み切ること。そのために一日も早く障害者自立支援法第２９条の一部削除を行い、来年度予算で必要な財源

を確保すること。

- ２．障がい者事業所の経営を支えている報酬を、「日払い」から「月払い」制に戻すこと。
- ３．速やかに現行法廃止と新法制定の道筋を示すこと。新法制定にあたっては、憲法と国連・障害者権利条約の趣旨に基づき、障がい者が人間らしく生きる権利を国の責任で保障する「総合的な障害者福祉法」とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２１年１２月１８日

北海道美唄市議会

「思いやり予算」の見直しに関する意見書

防衛省の来年度概算要求のうち、米軍への「思いやり予算」は１，９１９億円で、これは自公政権時の概算要求額と同額です。

そもそも日米地位協定２４条は、米軍を「維持することに伴うすべての経費」は、「合衆国が負担する」と明記しています。しかし、在日米軍への「思いやり予算」で負担しているのは、米軍家族住宅や教会などの建設のほか、高熱水費、演習費、戦闘と不可分の施設整備など、米軍活動のほとんどすべてを対象にしており、本来すべて米軍に負担義務があるものばかりです。米兵の給料以外は、何でもありの不当な支出です。地位協定に照らせば見直しは当然です。

ところが、新政権が「思いやり予算」見直しの対象にあげているのは、日本人従業員の給与約１，１００億円のごく一部だけであり

「包括的見直し」にはほど遠いものです。

しかも、在日米軍は、沖縄の海兵隊に象徴されるようにアメリカの世界戦略に沿った海外遠征軍が中心であり、日本の防衛を任務にしているわけではありません。そのうえ、沖縄の少女暴行事件など各地で日本国民への被害を繰り返し、国民の安全をおびやかしています。

よって、政府は米軍への「思いやり予算」を見直すよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第13号ないし意見書案第21号の以上9件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第13号新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書ないし意見書案第21号「新過疎法」の制定促進を求める意見書**の以上9件は、**原案**のとおり**決定**されました。

これより意見書案第22号について質疑を

行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、**意見書案第22号北海道及び美唄市の自衛隊体制維持を求める意見書は、原案**のとおり**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第23号ないし意見書案第25号の以上3名については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第23号ヒブワクチン及び肺炎球菌（七価）ワクチンの定期接種化の早期実現を求める意見書ないし意見書案第25号「思いやり予算」の見直しに関する意見書**の以上3件は、**原案**のとおり**決定**されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議され

ました各案件は全部議了いたしましたし。

これをもって、平成21年第4回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後 3 時 0 1 分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____